

医科点数表の解釈 令和6年6月版

Web追補 No.10 (令和7年4月号)

令和7年4月7日作成

● 以下の省令・告示・通知等により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。

- 令和7年3月7日 厚生労働省告示第52号 (令和7年4月1日適用)
- 令和7年3月7日 厚生労働省告示第54号 (令和7年4月1日適用)
- 令和7年3月7日 医療課事務連絡
- 令和7年3月18日 厚生労働省告示第58号 (令和7年3月19日適用)
- 令和7年3月18日 厚生労働省告示第60号 (令和7年3月19日適用)
- 令和7年3月18日 保医発0318第4号
- 令和7年3月27日 医療課事務連絡
- 令和7年3月31日 厚生労働省令第32号 (令和7年4月1日施行)
- 令和7年3月31日 厚生労働省告示第104号 (令和7年4月1日適用)
- 令和7年3月31日 保医発0331第2号 (令和7年4月1日適用)

● Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『**診療報酬関連情報ナビ**』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。[\(https://www.shaho.co.jp/publication/navi/\)](https://www.shaho.co.jp/publication/navi/)

● 「令和7年4月以降の地域加算の取扱いについて」(令和7年3月11日保医発0311第1号)により、令和7年4月1日以降のA218地域加算については、一般職の職員の給与に関する法律及び人事院規則の改正によらず、当面の間、なお従前の例によることとされています。

■ 以下の告示・通知・事務連絡が発出されています。『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報データベース**より、本追補と併せてご確認ください。

- ・「造血器腫瘍又は類縁疾患ゲノムプロファイリング検査の保険診療上の取扱いについて」(令和7年3月6日医療課事務連絡)
- ・「長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養の対象医薬品について」(令和7年3月7日医療課事務連絡)
- ・「令和7年度薬価改定に伴う令和6年度薬価改定を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて」(令和7年3月7日医療課事務連絡)
- ・「令和6年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて」(令和7年3月7日医療課事務連絡)
- ・「長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について (その4)」(令和7年3月14日医療課事務連絡)
- ・「長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養の対象医薬品リストの訂正について」(令和7年3月14日医療課事務連絡)
- ・「疑義解釈資料の送付について (その21)」(令和7年3月18日医療課事務連絡)
- ・「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」(令和7年3月24日厚生労働省告示第64号)
- ・「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」について (通知)」(令和7年3月26日保発0326第56号)
- ・「ベースアップ評価料による賃金改善の実績報告に係る届出様式の改定等について」(令和7年3月31日医療課事務連絡)
- ・「令和7年度薬価改定に伴う令和6年度薬価改定を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて」の一部訂正について」(令和7年3月31日医療課事務連絡)

【『医科点数表の解釈 (令和6年6月版)』ウェブコンテンツ】

[\(https://ika.shaho.co.jp/r06_ika_kaishaku/\)](https://ika.shaho.co.jp/r06_ika_kaishaku/)

◆ 施設基準 (基本・特掲) 等の届出書・届出様式や、データでの提供が有用なものをウェブコンテンツに掲載しています。内容に変更が生じた場合は随時更新いたします。

頁	欄	行	変更前	変更後
39			〔「一部改正」の履歴に次のように追加〕 令和7年3月31日 厚生労働省告示第104号（令和7年4月1日から適用）	
46	左	上から11～12行目	第30条の18の4	第30条の18の5
46	左	下から12行目	第30条の18の4	第30条の18の5
68	左	上から1行目	第30条の18の4	第30条の18の5
68	左	上から13～14行目	第30条の18の4	第30条の18の5
123	左	下から7～6行目	第30条の18の4	第30条の18の5
368	左	下から2～1行目	第30条の18の4	第30条の18の5
447	右	上から7～8行目	(20) (略) (21) (略) (22) (略) 〔黄色網かけは本書巻末追補にて改正済み〕	(20) (略) (21) (略) (22) (略) (23) ベンラリズマブ製剤については、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症の患者に対して用いた場合に限り算定する。 留 (令 7. 3.18 保医発 0318 4)
448 469 471 474 476	右	◆	以下に掲げる「別表第九」の対象注射薬に「ベンラリズマブ製剤」、「マルスタシマブ製剤」及び「ロザノリキシズマブ製剤」を加え、最終改正を「(最終改正；令 7. 3.18 厚生労働省告示第58号)」に改める。 ・C101の「(在宅自己注射指導管理料の対象注射薬「注1」)」 ・C151の「(注入器加算の対象注射薬「注」)」 ・C152の「(間歇注入シリンジポンプ加算の対象注射薬「注」)」 ・C152-2の「(持続血糖測定器加算の対象注射薬「注」)」 ・C153の「(注入器用注射針加算の対象注射薬「注」)」	
469	右	◆	C151の「(注入器加算の対象注射薬「注」)」の「別表第九の一の三」中、「及びペグセタコブラン製剤」を「、ペグセタコブラン製剤及びロザノリキシズマブ製剤」に改める。	
479	右	◆	C161の「(厚生労働大臣が定める注射薬「注」の「ホ」)」の「別表第九の一の五」の注射薬に「ロザノリキシズマブ製剤」を加え、最終改正を「(最終改正；令 7. 3.18 厚生労働省告示第58号)」に改める。	
483	右	◆	C200薬剤の「(投与の対象となる注射薬)」の(1)中、「【厚生労働大臣の定める注射薬】」に「ベンラリズマブ製剤」、「マルスタシマブ製剤」及び「ロザノリキシズマブ製剤」を加え、改正履歴に「(令 7. 3.18 保医発 0318 4)」を加える。	
627	右	◆	「(6) アミロイドPETイメージング剤を用いた場合」を以下のように改める。 (6) アミロイドPETイメージング剤を用いた場合 ア (略) イ 「5」の「イ」放射性医薬品合成設備を用いた場合のうち、上記アの場合については、使用目的又は効果として、<u>アルツハイマー病による軽度認知障害又は認知症が疑われる患者の脳内アミロイドベータプラークの可視化に用いる放射性標識化合物の注射液を製造するために用いるものとして</u>（以下略）。 ウ (略) エ 「5」の<u>アミロイドPETイメージング剤を用いた場合</u>については、（以下略）。 オ 「5」の「イ」放射性医薬品合成設備を用いた場合のうち、上記エの場合については、使用目的又は効果として、<u>抗アミロイドベータ抗体薬投与後の脳内アミロイドベータプラークの可視化に用いる放射性標識化合物の注射液を製造するために用いるものとして薬事承認又は認証を得ている放射性医薬品合成設備を用いて、アミロイドPETイメージング剤を医療機関内で製造した場合に限り算定する。ただし、アミロイドPETイメージング剤の製造に係る衛生管理、品質管理等については、関係学会の定める基準を参考として、十分安全な体制を整備した上で実施すること。なお、アミロイドPETイメージング剤の合成及び注入に係る費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。</u> カ (略) キ (略) 留 (令 6.11.19 保医発 1119 13) (令 7. 3.31 保医発 0331 2) 〔黄色網かけはWeb追補No.6にて改正済み〕	

頁	欄	行	変更前	変更後
629	右	◆ 「(6) アミロイドPETイメージング剤を用いた場合」を以下のように改める。 (6) アミロイドPETイメージング剤を用いた場合 ア (略) イ 「4」の「イ」放射性医薬品合成設備を用いた場合のうち、上記アの場合については、使用目的又は効果として、アルツハイマー病による軽度認知障害又は認知症が疑われる患者の脳内アミロイドベータプラークの可視化に用いる放射性標識化合物の注射液を製造するために用いるものとして(以下略)。 ウ (略) エ 「4」のアミロイドPETイメージング剤を用いた場合については、(以下略)。 オ 「4」の「イ」放射性医薬品合成設備を用いた場合のうち、上記エの場合については、使用目的又は効果として、抗アミロイドベータ抗体薬投与後の脳内アミロイドベータプラークの可視化に用いる放射性標識化合物の注射液を製造するために用いるものとして薬事承認又は認証を得ている放射性医薬品合成設備を用いて、アミロイドPETイメージング剤を医療機関内で製造した場合に限り算定する。ただし、アミロイドPETイメージング剤の製造に係る衛生管理、品質管理等については、関係学会の定める基準を参考として、十分安全な体制を整備した上で実施すること。なお、アミロイドPETイメージング剤の合成及び注入に係る費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。 カ (略) キ (略)	図 (令 6.11.19 保医発 1119 13) (令 7. 3.31 保医発 0331 2)	
〔黄色網かけはWeb追補No. 6にて改正済み〕				
631	右	◆ 「(5) アミロイドPETイメージング剤を用いた場合」を以下のように改める。 (5) アミロイドPETイメージング剤を用いた場合 ア (略) イ 「3」の「イ」放射性医薬品合成設備を用いた場合のうち、上記アの場合については、使用目的又は効果として、アルツハイマー病による軽度認知障害又は認知症が疑われる患者の脳内アミロイドベータプラークの可視化に用いる放射性標識化合物の注射液を製造するために用いるものとして(以下略)。 ウ (略) エ 「3」のアミロイドPETイメージング剤を用いた場合については、(以下略)。 オ 「3」の「イ」放射性医薬品合成設備を用いた場合のうち、上記エの場合については、使用目的又は効果として、抗アミロイドベータ抗体薬投与後の脳内アミロイドベータプラークの可視化に用いる放射性標識化合物の注射液を製造するために用いるものとして薬事承認又は認証を得ている放射性医薬品合成設備を用いて、アミロイドPETイメージング剤を医療機関内で製造した場合に限り算定する。ただし、アミロイドPETイメージング剤の製造に係る衛生管理、品質管理等については、関係学会の定める基準を参考として、十分安全な体制を整備した上で実施すること。なお、アミロイドPETイメージング剤の合成及び注入に係る費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。 カ (略) キ (略)	図 (令 6.11.19 保医発 1119 13) (令 7. 3.31 保医発 0331 2)	
〔黄色網かけはWeb追補No. 6にて改正済み〕				
1137	一	上から7行目	(最終改正；令和6年11月29日 厚生労働省令第154号) 〔黄色網かけはWeb追補No. 6にて改正済み〕	(最終改正；令和7年3月31日 厚生労働省令第32号)
1138	右	下から22行目	第30条の18の4	第30条の18の5
1138	右	下から6行目	第30条の18の4	第30条の18の5
1143	左	下から25行目	第30条の18の4	第30条の18の5
1167		〔供給停止となっている後発医薬品等の診療報酬上の臨時的な取扱いについて、「後発医薬品の出荷停止等を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて」(令和7年3月7日医療課事務連絡)により、令和7年4月以降の取扱いが示されています。当該事務連絡については診療報酬関連情報データベースからご確認ください。〕		
1168	◆	「令和6年度診療報酬改定による恒常的な感染症対応への見直しを踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の取扱い等について」の別添3の「1. 令和6年5月31日まで終了時期を延長する		

頁	欄	行	変更前	変更後
			施設基準に係る特例について」は、「新型コロナウイルス感染症に係る施設基準等に関する取扱いについて」(令和7年3月27日医療課事務連絡)により、その期限が令和8年5月31日まで延長されました。	
1172	一	上から5行目	(最終改正; 令和6年11月29日 厚生労働省告示第352号) 〔黄色網かけはWeb追補No. 6にて改正済み〕	(最終改正; 令和7年3月31日 厚生労働省告示第104号)
1173	右	上から21行目	第30条の18の4	第30条の18の5
1173	右	下から21行目	第30条の18の4	第30条の18の5
1178	右	上から16行目	第30条の18の4	第30条の18の5
1180	一	上から5行目	(最終改正; 令和6年11月21日 厚生労働省告示第338号) 〔黄色網かけはWeb追補No. 6等にて改正済み〕	(最終改正; 令和7年3月18日 厚生労働省告示第60号)
1183	左	下から11行目	令和6年	令和7年
1183	左	下から10行目	令和7年	令和8年
1183	左	下から7行目	医薬品	医薬品(令和8年4月1日以降においては別表第4に収載されている医薬品を除く。)
1184	左	上から28～29行目	、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤及びメコバラミン製剤 〔黄色網かけはWeb追補No. 6等にて改正済み〕	、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤(4週間を超える間隔で投与する場合を除く。)、マルスタシマブ製剤及びロザノリキシズマブ製剤
1537	一	上から8行目	(最終改正; 令和7年2月20日 厚生労働省告示第32号) 〔黄色網かけはWeb追補No. 9等にて改正済み〕	(最終改正; 令和7年3月18日 厚生労働省告示第58号)
1555	右	下から30行目	がん診療の拠点となる病院又は	がん診療の拠点となる病院、
1555	右	下から27行目	医療機関	医療機関又は国立健康危機管理研究機構の設置する医療機関
1574	左	◆	「別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬」に以下の薬剤を追加。 「ベンラリズマブ製剤」、「マルスタシマブ製剤」及び「ロザノリキシズマブ製剤」	
1574	右	◆	「別表第九の一の三 注入器加算に規定する注射薬」中、「及びペグセタコプラン製剤」を「、ペグセタコプラン製剤及びロザノリキシズマブ製剤」に改める。	
1575	左	◆	「別表第九の一の五 注入ポンプ加算に規定する注射薬」に以下の薬剤を追加。 「ロザノリキシズマブ製剤」	

医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika_kaishaku

https://twitter.com/ika_kaishaku

X (旧Twitter) では医療図書のご案内や追補などの情報提供、その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。